

一般社団法人歯科基礎医学会
代議員選出に関する内規

(目的)

第1条 本内規は、定款第7条及び代議員選出に関する規程（以下、「規程」という）で定められた代議員の選出方法について必要な事項を定める。

(次期代議員候補者の構成)

第2条 次期代議員候補者は、次の8分野のいずれかに属することを要する。

- (1) 解剖学
- (2) 組織発生学
- (3) 生理学
- (4) 生化学
- (5) 薬理学
- (6) 微生物学
- (7) 病理学
- (8) 臨床・再生医学

2 歯学部において第1項に定める分野（以下「各分野」という）で教育研究を行っている者は、その分野に属するものとする。

(内規の改廃)

第3条 本内規の改廃は、理事会において決定する。

附 則

1. 本内規は、一般社団法人歯科基礎医学会が設立登記された日より施行する。
2. 本内規は、令和元年5月18日に一部改正し、同日から施行する。
3. 本内規は、令和5年9月12日に一部改正し、同日から施行する。